

## 生駒市水道事業管理規程第2号

生駒市水道技術管理者規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和2年3月26日

生駒市水道事業管理者 古川文男

### 生駒市水道技術管理者規程の一部を改正する規程

生駒市水道技術管理者規程（平成16年3月生駒市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「検査」の次に「（法第22条の2第2項に規定する点検を含む。）」を加え、同項第3号中「規定による」を削り、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 法第22条の3第1項の台帳の作成に関すること。

第2条第2項中「前項第7号又は第8号」を「前項第8号又は第9号」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年3月26日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市水道技術管理者規程第2条第1項第7号の規定は、令和4年9月30日までは、適用しない。